

個人情報保護審議会答申の概要

答申第 171 号（諮問第 186 号）

件名：苦情申立てをした内容がわかる文書等の一部開示決定に関する件

1 開示請求

令和 2 年 2 月 17 日

2 原処分

令和 2 年 3 月 2 日（一部開示決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人に係る別記 1 に掲げる保有個人情報の自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）について、別記 2 に掲げる行政文書に記録された個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を特定し、一部開示とした。

3 審査請求

令和 2 年 5 月 22 日

原処分の取り消しを求める。

4 諮問

令和 2 年 7 月 3 日

5 審議会の結論

処分庁が、本件保有個人情報を特定したことは妥当である。

6 審議会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件審査請求の趣旨について

自己情報開示請求書の内容を基本として、審査請求書及び意見陳述並びに処分庁が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件審査請求の趣旨は、本件一部開示決定の不開示部分の開示を求めるものではなく、本件保有個人情報の特定に対するものと解されるため、本件保有個人情報の特定の妥当性について、以下検討する。

(3) 本件保有個人情報の特定について

本件開示請求書の「開示請求をする保有個人情報の内容」欄には、別記 1 に掲げ

るとおり記載されている。

本件開示請求に対して、処分庁は、別記 2 に掲げる行政文書に記録されている保有個人情報を特定している。

当審議会において処分庁から説明を聴取したところ、本件保有個人情報は、決裁過程において事実確認がなされた上、稲沢警察署長により業務の参考とすると結論付けられたとのことである。

当審議会が本件保有個人情報を確認したところ、その記載内容からしても、令和 2 年 2 月 3 日に警察職員 A が受理した審査請求人からの苦情申立てに関して作成されたものであり、所属長指揮事項において解決したとされていることが認められる。

よって、本件の苦情申立てについて本件保有個人情報以外に作成した文書はなく、本件開示請求に対して全ての保有個人情報を特定したとする処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件保有個人情報の特定については前記(3)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「5 審議会の結論」のとおり判断する。

別記 1

令和 2 年 2 月 3 日私は稲沢署警察職員 A に対し苦情申立てをしたので、その内容が分かる文書、処理経過・処理結果が分かる文書
稲沢署及び本部住民サービス課保管のもの

別記 2

警察安全相談等・苦情取扱票（令和 2 年 2 月 3 日受理に係るもの）